



答 申 第 6 5 6 号  
平成 29 年 11 月 20 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成29年11月8日付け神保生保第2190号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

就学援助事務に提供する生活保護情報の追加について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神戸市就学援助制度において、入学に当たって必要となる学用品費の一部の支給を入学前に行うために、入学予定者にかかる生活保護受給情報を、保健福祉局生活福祉部保護課から教育委員会事務局総務部学校経営支援課へ提供することは、保護者の負担軽減に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

就学援助事務に提供する生活保護情報の追加について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

以下において、「児童」とは学校教育法施行令第5条第1項に規定する「就学予定者」のうち、神戸市立小学校または義務教育学校前期課程に入学を来年度予定しているものを指す。

【生活保護受給情報】

教育扶助対象児童生徒の情報

- ・ 住記個人番号
- ・ 生活保護世帯番号
- ・ 生活保護員番号
- ・ 第一氏名 (カナ)
- ・ 第二氏名 (カナ)
- ・ 生年月日
- ・ 在籍校名 (入学予定)
- ・ 住所
- ・ 施行年月日
- ・ 受給開始年月日
- ・ 受給廃止年月日
- ・ 受給停止回数
- ・ 最新受給停止年月日
- ・ 異動区分

教育扶助受給者 (世帯主) の情報

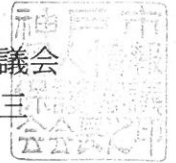
- ・ 住記個人番号
- ・ 生活保護員番号
- ・ 第一氏名 (カナ)
- ・ 第二氏名 (カナ)
- ・ 生年月日
- ・ 受給開始年月日
- ・ 受給廃止年月日



答申第657号  
平成29年11月20日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成29年11月20日付け神こここ第3144号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

就学援助事務に提供する児童扶養手当情報の追加について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神戸市就学援助制度において、入学に当たって必要となる学用品費の一部の支給を入学前に行うために、入学予定者にかかる児童扶養手当情報を、こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課から教育委員会事務局総務部学校経営支援課へ提供することは、保護者の負担軽減に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

就学援助事務に提供する児童扶養手当情報の追加について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

以下において、「児童」とは学校教育法施行令第5条第1項に規定する「就学予定者」のうち、神戸市立小学校または義務教育学校前期課程に入学を来年度予定しているものを指す。

【児童扶養手当受給情報】

児童に関する情報

- ・ 住記個人番号
- ・ 住記世帯番号
- ・ 氏名 (カナ)
- ・ 通称名 (カナ)
- ・ 生年月日
- ・ 住所 (居所)
- ・ 対象開始年月 (児童扶養手当の支給対象となった月)
- ・ 対象終了年月 (児童扶養手当の支給対象ではなくなった月)

受給者 (保護者) に関する情報

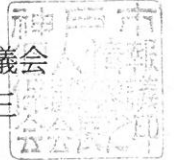
- ・ 住記個人番号
- ・ 住記世帯番号
- ・ 証書番号
- ・ 氏名 (カナ)
- ・ 通称名 (カナ)
- ・ 生年月日
- ・ 住所 (居所)
- ・ 支給期間
- ・ 手当ランク
- ・ 現況送付の有無
- ・ 現況届受理年月日 (前年度)
- ・ 現況届受理年月日 (当年度)
- ・ 支給停止年月
- ・ 資格喪失事由



答 申 第 6 5 8 号  
平成 29 年 11 月 20 日

神戸市教育委員会  
教育長 雪村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成29年11月20日付け  
神教委経第2295号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

就学援助事務の見直しについて（新入学児童生徒学用品費の支給時期の変更）  
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

- 1 神戸市就学援助制度において、入学に当たって必要となる学用品費の一部の支給を入学前に行うために、入学予定者にかかる学齢簿情報を利用することは、保護者の負担軽減に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

就学援助事務において提供を受ける情報項目の追加について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

以下において、「児童」とは学校教育法施行令第5条第1項に規定する「就学予定者」のうち、神戸市立小学校または義務教育学校前期課程に入学を来年度予定しているものを指す。

【学齢簿情報】(就学システムより取得(学校経営支援課所管の学籍情報))

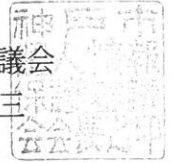
- ・ 住記個人番号
- ・ 児童氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 児童通称名(漢字・カナ)
- ・ 保護者氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 保護者通称名(漢字・カナ)
- ・ 現在籍校コード(就学予定校)
- ・ 就学状況(就学免除、就学猶予、不就学等)
- ・ 就学異動事由



答 申 第 6 5 9 号  
平成 29 年 11 月 20 日

神戸市教育委員会  
教育長 雪 村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 11 月 20 日付け神教委経第 2295 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

就学援助事務の見直しについて（新入学児童生徒学用品費の支給時期の変更）  
（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

- 1 神戸市就学援助制度において、入学に当たって必要となる学用品費の一部の支給を入学前に行うために、入学予定者にかかる学齢簿情報、生活保護受給情報及び児童扶養手当受給情報を電子計算機処理することは、適正かつ効率的な支給事務の実施に資するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

就学援助事務において提供を受ける情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎…条例第 11 条第 2 項に該当するもの

以下において、「児童」とは学校教育法施行令第 5 条第 1 項に規定する「就学予定者」のうち、神戸市立小学校または義務教育学校前期課程に入学を予定しているものを指す。

【学齢簿情報】(就学システムより取得(学校経営支援課所管の学籍情報))

- ・住記個人番号
- ・児童氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・児童通称名(漢字・カナ)
- ・保護者氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・保護者通称名(漢字・カナ)
- ・現在籍校コード(就学予定校)
- ・就学状況(就学免除、就学猶予、不就学等)
- ・就学異動事由

【生活保護受給情報】(生活保護システムより取得)

◎教育扶助対象児童の情報

- ・住記個人番号
- ・生活保護世帯番号
- ・生活保護員番号
- ・第一氏名(カナ)
- ・第二氏名(カナ)
- ・生年月日
- ・在籍校名
- ・住所
- ・施行年月日
- ・受給開始年月日
- ・受給廃止年月日
- ・受給停止回数
- ・最新受給停止年月日
- ・異動区分

◎教育扶助受給者(世帯主)の情報

- ・住記個人番号
- ・生活保護員番号
- ・第一氏名(カナ)
- ・第二氏名(カナ)



- ・生年月日
- ・受給開始年月日
- ・受給廃止年月日

**【児童扶養手当受給情報】**

児童に関する情報

- ・住記個人番号
- ・住記世帯番号
- ・氏名（カナ）
- ・通称名（カナ）
- ・生年月日
- ・住所（居所）
- ・対象開始年月（児童扶養手当の支給対象となった月）
- ・対象終了年月（児童扶養手当の支給対象ではなくなった月）

受給者（保護者）に関する情報

- ・住記個人番号
- ・住記世帯番号
- ・証書番号
- ・氏名（カナ）
- ・通称名（カナ）
- ・生年月日
- ・住所（居所）
- ・支給期間
- ・手当ランク
- ・現況送付の有無
- ・現況届受理年月日（前年度）
- ・現況届受理年月日（当年度）
- ・支給停止年月
- ・資格喪失事由